

第14回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」（書面）

2020年11月26日

議 案

○ 報告事項

「ソーシャルボンドに関する実務的なガイドライン策定に関する要望（案）」
について

以 上

金融担当大臣 麻生 太郎 殿

ソーシャルボンドに関する実務的なガイドライン策定に関する要望（案）

2020年12月●日
日本証券業協会
会長 鈴木 茂晴

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、政府のみならず民間企業による取組みを通じた幅広い社会的課題解決を目的とする「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられている。本協会でも、証券業界におけるSDGsの推進に向けて、市場関係者の理解向上を図るために国際資本市場協会(ICMA)と共催でコンファレンスを実施するなど、これまで様々な施策に取り組んでいる。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、世界的にもSDGs達成に資する投資手法であるESG投資の要素のうち「S(社会)」の視点の重要性が高まってきている。このような動きを受け、例えば身体障がい者対応や病院・教育に関連する社会的課題解決に資するプロジェクトの資金調達のために発行される債券である「ソーシャルボンド(社会貢献債)」が国内外で注目されており、国内では民間事業者による発行が少しずつ始まってきた段階である。

しかしながら、現状では、発行に当たって準拠すべき国際標準(ICMA原則)はあるものの、同原則を我が国の特性に当てはめた信頼性のある実務的なガイドラインが存在していないことが課題となっている¹。

ガイドラインの策定によって、発行体、投資家その他の市場関係者の実務担当者にとってコスト・負担の軽減になりうるとともに、ソーシャルボンドに対する発行体等の関心も高まり普及促進に繋がることを期待できる。その結果、社債市場の更なる発展や間接金融中心の金融仲介から直接金融も高い機能を発揮するシステムへの転換を後押しでき、ひいては、我が国の国際金融センター確立にも資するものと考えられる。

政府には、ソーシャルボンド発行に関する国際標準(ICMA原則)との整合性や国際的な動向を踏まえつつ、我が国の特性に即したソーシャルボンドに関する指針を示していただきたく、金融庁主導のもと、国内における実務的なガイドラインの早期策定をご検討いただくようお願いしたい。

以 上

¹ 地球温暖化対策等に資する資金を調達するために発行する債券である「グリーンボンド」に関しては、2017年3月の環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン」で我が国の特性に即した解釈や具体的な対応事例等を示している。